

1-2 被疑者・被告人との信頼関係



被疑者・被告人との信頼関係を築くには、どうしたらよいか。



頻繁な接見をし、被疑者・被告人の言い分を十分に聴く必要がある。また、守秘義務に十分配慮しなければならない。

解説

1 被疑者・被告人との信頼関係

刑事弁護においては、事件の依頼を受けてから被疑者・被告人と初めて会うということも少なくない。当番弁護士や国選弁護人などは、もともと被疑者・被告人と面識のないことを前提としている。しかし、いったん刑事弁護人として受任して活動する以上は、被疑者・被告人との信頼関係の構築が不可欠である。

被疑者・被告人にとっては、唯一の味方である弁護人が信頼できないとしたならば、事件について真実を打ち明けて相談することはできないし、弁護人としても被疑者・被告人の信頼を得なければ十分な弁護活動はできない。

2 誠実義務を尽くせ

弁護人は、被疑者・被告人の権利・利益を擁護するために、誠実に職務を行い、最善の努力をしなければならない（弁護1②、職務基本規

程5・46)。

刑事事件において、被疑者・被告人の権利・利益を制度上擁護できる者は弁護士しかいない。私選か国選か、私選の場合も誰が選任者であるかを問わず、いったん弁護士となった以上は、当該被疑者・被告人の権利・利益の擁護のために最善の弁護活動をすべきである。

被疑者・被告人との信頼関係を築くに当たって、弁護士が誠実義務を尽くすという基本的姿勢が必要であることは言うまでもない。そのためには、頻繁な接見・打合せをなし、被疑者・被告人の言い分を十分に聴いた上で、事案に応じた適切な弁護活動を行うことが必要である。

3 守秘義務の重要性

被疑者・被告人との信頼関係の構築の上でさらに重要なのは、弁護人の守秘義務である。弁護士法23条及び弁護士職務基本規程23条は、弁護士の守秘義務を定めているが、刑事事件においても、この弁護人の守秘義務は極めて重要な意味を有する。

被疑者・被告人としては、弁護士には真実を話した上で、取調べに対してどのように対応したらよいかを相談したいのである。その際、弁護士が、そこで話した内容を捜査官やマスコミなどに漏らしてしまうかも知れないという不安を持ったら、弁護士に真実を打ち明けるはずがない。弁護士としても、被疑者・被告人に真実を話してもらわなければ、真の意味での弁護はできないのである。そのような意味で、弁護士は決して被疑者・被告人から打ち明けられた事実を、同人の承諾なくして他に漏らしてはならない。

31-2 痴漢否認事件における公判段階の弁護活動



痴漢事件において、被告人が無罪を主張している場合、弁護人はどのような点に注意して公判活動を行うべきか。



公判活動の中心となるのは、被害者証言の弾劾であるから、反対尋問において、被害者供述の不合理性や矛盾、供述の変遷を引き出すよう工夫する。また、被告人の言い分に基づいて犯行再現実験を行い、これを証拠化しておく。

解説

1 痴漢冤罪事件の類型

痴漢冤罪事件の場合、被害者の女性が、実際に痴漢の被害にあっていて犯人を被告人と誤信した場合と、そもそも痴漢の被害事実が存しないのに、女性が何らかの事情で被害に遭ったと誤信する場合、被告人に対する怨恨等により虚偽の被害事実を申告する場合がある。人違いの場合は、犯人と被告人との同一性の問題であり、虚偽申告の場合はいわゆる事件性の問題である。いずれにせよ、痴漢冤罪事件の多くの場合は、被告人と被害者とされる者との対一の対立構造にあり、検察官立証の柱は被害者供述となる。したがって、被害者とされる女性の供述の信用性が弾劾できるか否かが最大のポイントである。

2 被害者証言の弾劾

被害者の捜査段階における供述そのものが変遷している可能性があるため、弁護人としては被害者の捜査段階の供述調書すべての開示を求め、公判廷の反対尋問において、被害女性の供述の変遷状況を明らかにし、証言の信用性を崩すべきである。

痴漢事件においては、一般に被害女性の証言は裁判官によって信用されやすく、これのみで被告人が有罪とされてしまうこともある。弁護人としては、女性が犯人を誤信しているような場合は、反対尋問に際して、被害を受けたときの女性の主観的、客観的な観察状況の曖昧さを丹念に突いていくべきであり、また女性が虚偽の被害申告をしている場合は、女性の過去の申告歴や女性の思い込みの事実を明らかにしなければならない。

なお、最高裁は、電車内の痴漢事件につき、被告人が一貫して犯行を否認しており、被告人の供述以外にこれを基礎づける証拠がなく、被告人にこの種の犯行を行う性向もどうかかわれないという事情の下では、被害者供述の信用性判断は特に慎重に行う必要があり、被害者供述に不自然な点があることなどを鑑みれば、被害者供述を全面的に肯定した第一審判決及び原判決は是認できないとして逆転無罪判決を言い渡した（最判平21・4・14判時2052・151）。画期的な判決といえる。

3 犯行再現実験

被告人から電車内における女性と被告人との位置関係や電車の混み具合、被告人の立っていた状況を仔細に聴き取り、被告人の位置関係から女性の供述するとおりの犯行が可能であるか検討すべきである。そのためには、電車内の再現実験をビデオ等に撮り、被害女性の被害が事実であれば、被告人がいかにか不自然な姿勢となるかを視覚的に訴えるよう証拠化しておく必要がある。捜査段階における被告人の言い分も詳細にメモし、これを弁号証として提出すべきである。

34—2 公判前整理手続に付する際の意見



公判前整理手続に付する際につき裁判所から意見を求められた場合、どのように対応すべきか。



事案の内容及び性質を検討し、公判前整理手続を行うことのメリット・デメリットを考慮して判断する。

解 説

1 公判前整理手続のメリット

証拠開示は、従来裁判所の訴訟指揮による個別開示が運用上行われていたに過ぎなかったが、公判前整理手続では権利性が付与された上、大幅に変更された。被告人側の主張明示の前に類型証拠開示請求（刑訴316の15）が可能となり、証拠開示の対象の証拠が類型化されて明確となり、証拠の特定が大きく緩和された。被告人側の主張に関連した証拠について、主張関連証拠開示請求が認められた（刑訴316の20）。

さらに、検察官が証拠を開示しなかった場合、検察官に不開示理由の告知が義務付けられ（刑訴規217の24）、裁判所による裁定制度や即時抗告制度が新設され、また、裁定のための提示命令も定められた。

公判前整理手続の最初の段階で検察官から証明予定事実記載書が交付され（刑訴316の13①）、弁護人として、早い段階で事案の全貌及び検察官立証の内容を把握することができ、素早い対応が可能となった。

公判前整理手続が行われて争点が整理されれば、証拠隠滅の対象となる証拠が限定され、さらに証拠決定されると、証拠隠滅の客観的可

能性も主観的可能性が低くなると考えられ、相対的に証拠隠滅の余地が減少するため、保釈に好影響をもたらす可能性がある。

2 公判前整理手続のデメリット

他方、公判前整理手続を行うと、弁護人も早い段階で予定主張の明示を行わねばならず、それによって手の内（例えば、アリバイ主張などのアナザーストーリー）を見せることになり、検察官からの厳しい補充捜査にさらされる危険が生ずることになる。公判前整理手続において証拠調べ請求しなかった証拠は、「やむを得ない事由」がない限り、公判段階で証拠調べ請求ができない（刑訴316の32①）。

加えて、公判段階では、連日的開廷によって審理されるため、事前に弁護人と被告人とが十分に打ち合わせて意思疎通を図って準備し、関係者から事情聴取して調査を進める必要があり、さらに、その段階で少なくとも弁論の骨子程度まで作成しておくべきで、可能であれば弁論要旨をほぼ完成させておくべきであり、弁護人において、大きな負担となることも否定し難い。

3 公判前整理手続に付すことの決定

公判前整理手続は、裁判員裁判対象事件でなくても、裁判所が、「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行う必要があると認めるとき」には、検察官及び弁護人の意見を聴いた上、裁判所が決定することができる（刑訴316の2④）。このように、公判前整理手続に付すかどうかにつき、弁護人は、意見を述べることはできるが、最終的には、裁判所が裁量により決定する。

結局、弁護人としては、事案の内容及び性質を検討し、公判前整理手続のメリットとデメリットを考慮して判断するしかない。

ただ、被告人との意思疎通が困難な事情がなければ、争いのある事案では、メリットの方が多と思われる。

35—6 裁判員裁判における冒頭陳述



裁判員裁判における冒頭陳述において、弁護人はどのような点に注意すべきか。



裁判員裁判において、弁護人は冒頭陳述を行う必要がある。ビジュアル面も含め、わかりやすい陳述が求められる。

解 説

1 冒頭陳述の必要性

裁判員裁判においては、必ず公判前整理手続が実施されるが（裁判員49）、被告人・弁護人に、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、公判前整理手続で明らかにするとともに（刑訴316の17①）、公判手続における冒頭陳述でこれを明らかにしなければならない（刑訴316の30・296）。

弁護人の冒頭陳述は、検察官の冒頭陳述（刑訴296）に引き続き行われる（刑訴316の30）。ただし、犯罪事実の立証と情状事実の立証はできるだけ区別して行う必要があり、否認事件における検察官の冒頭陳述は、公訴事実の立証に必要な限度にとどめ、その終了後、情状に関する冒頭陳述を行うべきである。

2 冒頭陳述の重要性

裁判員にとって、冒頭陳述は初めて触れることのできる事件の情報

であり、それによって事件のイメージを構築し、その後の証拠の評価に大きな影響を与え得る。この点、検察官は冒頭陳述により、裁判員に対し被告人が有罪である旨の強い印象を与えている。そこで、弁護人としても、検察官の冒頭陳述のイメージを覆し、裁判員に、被告人側から見た事件の真相を訴え、これを理解してもらう必要がある。このように裁判員裁判において、弁護人の冒頭陳述は極めて重要な意味を持つ。

3 冒頭陳述の内容

(1) ケースセオリーの提示

冒頭陳述においては、被告人側のケースセオリー（⇒Q 1-7 参照）を裁判員に分かりやすく説明する必要がある。その場合、時系列にそって、被告人側の主張したいストーリーを明示することが有効である。事件によっては、被告人に記憶がないなどストーリーを示すことが困難な場合もあるが、弁護人としては、できる限り合理的な具体的ストーリーを展開すべきである。

(2) 証拠構造の説明

冒頭陳述をするには、公判前整理手続における争点・証拠の整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示しなければならない（裁判員55）。裁判員にとって、ある証拠が何を立証するために取り調べられているのかを理解してもらうことが大切だからである。したがって、証明すべき事項とそれを立証する手段を構造的に示すなどの工夫（いわゆる証拠構造）が必要である。

(3) 無罪推定原則の説明

弁護人としては、無罪推定の原則、犯罪事実を認定するためには「合理的な疑いを超える程度の確信」が必要であるという刑事裁判の原則を強調することも重要である。ただし、この原則は一般の人に分かり

づらい面もあり、「常識に照らし間違いないと言えない場合には無罪としなければならない」といった分かりやすい説明が必要である。なお、冒頭陳述の冒頭で説明するのは弱気な印象を与えかねないので、最後に簡潔かつ印象的に述べる方が良いという指摘もある。

4 説得的な冒頭陳述の方法

- (1) まず結論を示してから理由を説明する方が理解を得やすい。
- (2) 人は最初と最後に見聞きしたことをよく記憶するのであり、重要な事項は冒頭陳述の冒頭と最後に述べるべきである。
- (3) 反復して与えられた情報は記憶に残りやすいので、重要な事項は、度が過ぎないように留意しつつ、反復して述べた方がよい。
- (4) 用語について、同音異義語はなるべく避け、専門用語も平易な言葉に置き換えるべきである。
- (5) 聞き取りやすく、明瞭かつ速すぎない言葉で話すべきである。原稿の棒読みは厳に慎むべきである。
- (6) プレゼンテーション・ツールを使ったビジュアル化も重要である。ただし、画面の内容により誤解等を与えないよう注意を要する。
- (7) 冒頭陳述の内容の要旨ないしプレゼンテーション・ツール画面を印刷したものを裁判員に交付することについては、賛否両論がある。

5 検察官の冒頭陳述に対する異議

冒頭陳述においては、証拠とすることができず、又は証拠として取調べを請求する意思のない資料に基づいて、偏見又は予断を生ぜしめるおそれのある事項を述べることはできない（刑訴296但書・316の30）。検察官の冒頭陳述において不適正な陳述やプレゼンテーション・ツール画面があった場合、直ちに異議を述べていくことが必要である。